

令和7年度 二葉小学校いじめ防止基本方針

当校は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」とする）の第13条により「二葉小学校いじめ防止基本方針」を、以下のとおり定める。

法第22条に定める「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」は、「いじめ不登校対策委員会」（以下「当組織」とする）を中核に管理職、生活指導主任、教務主任、養護教諭等で組織する。当組織は必要に応じ外部専門家（心理や福祉の専門知識を有する者）等の参加を依頼する。

当組織を中核とし、いじめの防止等の対策のための措置及び、重大事態への対処を以下のとおり行う。

【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

＜具体的ないじめの態様＞

- ・冷やかしかからかい ・悪口や陰口 ・脅しや文句 ・金品を隠す、盗む、壊す、捨てる・仲間外しや無視
- ・遊ぶふりをして叩く、蹴る ・故意にぶつかる ・危険なこと、嫌がること、恥ずかしいことなどを強要する
- ・ズボン下ろし ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをする

【いじめ類似行為の定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。（県条例第2条2項）

1 いじめの防止について（未然防止のための取組）

- (1) いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- (2) 未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことが必要であるため、学校生活全体を通して行う。
- (3) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係と学級・学校風土をつくる。
- (4) 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うことに心掛ける。
- (5) インターネット使用機器によるトラブル等の予防のために、全校児童に対して情報モラル教育の指導を計画的に行う。

【いじめ防止行動計画】

- (1) 「二葉小学校いじめ防止基本方針」の職員共通理解…4月
- (2) 「二葉小学校いじめ防止基本方針」を分かりやすく周知する…4月
保護者（PTA総会・学年懇談会・学校だより等）児童（始業式・学級指導等）
- (3) 友人関係、集団づくり、社会性の育成（道徳、特別活動、学級活動、縦割り班活動、クラブ活動、課外活動、学校行事、子どもを語る会、PTA活動、小中連携事業、人権教育授業）・・・それぞれの計画により実施
- (4) 授業改善による分かる授業づくり（校内研修の充実、授業公開（一人年1回）・・・通年
- (5) 学習規律、家庭での学習習慣、モラル教育の徹底、定着（毎月我的生活目標、様々な強調週間等）・・・通年
- (6) いじめ見逃しゼロスクール（集会）・・・それぞれの計画により実施

2 早期発見のために（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て）

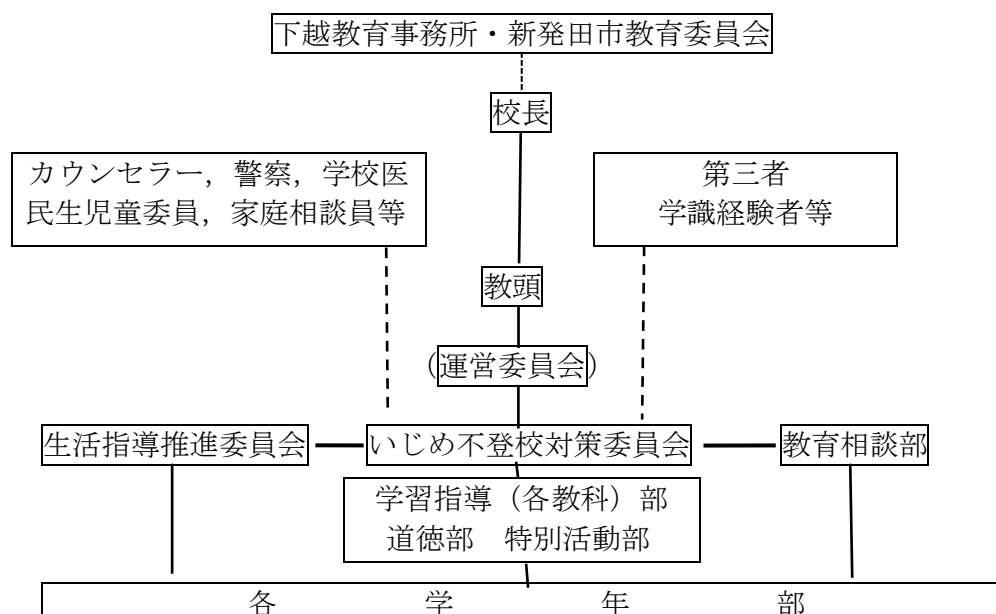
- (1) いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われていることを自覚する。（少しのからかいや、ちょっとしたたたき合いなども、軽く見ない。）
- (2) 些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することに努める。（日常の小さなトラブルや、児童の些細な相談なども、手間を惜しまずよく話を聞く。）
- (3) 定期的なアンケート調査や教育相談等の実施や、「いじめ見逃しゼロスクール」の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (4) インターネットを介して行われるいじめ等に対しては、学校、家庭及び地域が連携して対応していく。また、保護者へのネット被害についての啓発活動やネットトラブルの事例提供等を行う。
- (5) 5・6年生を対象に、「SOS の出し方に関する授業」を実施し、悩みを抱えたときに助けを求めることの重要性を繰り返し指導する。
- (6) 校内にいじめ相談窓口（生活指導主任、教頭、担任）を設置し、児童からいじめ等の情報を収集するとともに相談できる環境を整える。

【早期発見行動計画】

- (1) 学校生活全体を通して、子どもに寄り添う指導を心掛け、児童観察を通した早期発見への取組・・・通年
- (2) 保護者と信頼関係を深め、情報の収集をととした早期発見への取組（個別懇談、連絡帳、電話連絡、「子どもと共に1・2・3運動」）・・・通年
- (3) アンケート調査の実施（学校生活アンケート【年2回】・保護者アンケート【年1回】・ミニアンケート【6回】、）
- (4) 教育相談の実施（学校生活アンケートの実施後は全員に面談・ミニアンケートの実施後は該当者と面談）・・・適時
- (5) いじめ見逃しゼロスクール活動の実施・・・各々の計画により実施
- (6) 児童に対する、「24時間いじめ相談ダイヤル」等の周知

【いじめ不登校対策委員会】

- (1) 管理職、生活指導主任、校務分掌に準じて教務主任、学年主任、学級担任、養護教諭等
- (2) 必要に応じて、市SSW、学校カウンセラー、警察、民生児童委員、家庭相談員等
- (3) 重大事態対応の調査組織には、別に第三者や学識経験者等



3 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに当組織を中心に組織的に対応し、被害児童を守り通す態度で指導する。
- (2) 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (3) 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、加害児童の事情や心情を聴き取り、再発防止に向けて継続的に指導・支援する。
- (4) いじめの対応について、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (5) 学校評議員やPTA等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組づくりを推進する。
- (6) 学校評価にいじめへの対応を位置付け、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の適切かつ迅速な対応等を評価する。

4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の二つの要件が満たされていることを慎重に見極める。

- ① 少なくとも3か月はいじめに係る行為が止んでいること

ただし、いじめ不登校対策委員会においてさらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。

- ② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること

これらの要件が満たされていても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。さらに、解消の状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察する。

【いじめに対する措置行動計画】

いじめ情報（気になる情報）の把握

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・児童、保護者からの訴え
- ・他の職員からの情報提供
- ・アンケート調査への回答
- ・連絡帳やノート、授業プリント等から気になる言葉の発見

情報を把握した職員

事実確認と児童の対応

学級担任・学年主任

- ・事実確認
- ・いじめを受けた児童に対する支援
- ・いじめを行った児童に対する指導
- ・職員終会などで状況の報告

対応方針の決定

校長・教頭・生活指導主任・養護教諭・関係職員

- ・対策委員会立ち上げ
- ・役割分担
- ・関係機関への連絡
(市SSW, 学校カウンセラー, 警察, 民生児童委員, 家庭相談員等)
- ・いじめを受けた保護者に対する支援
- ・いじめを行った保護者に対する助言
- ・学校評議員やPTA等と問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みの推進

全職員共通理解

4 重大事態への対処（設置者の指導・支援の下で対応）

【重大事態の意味】

- (1) 児童が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な傷害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合
- (5) 一定期間（年間30日を目安）連続して欠席しているような場合

- (1) 重大事態と思われる事案が発生した場合、直ちに新発田市教育委員会に報告する。
- (2) 報告事案が重大事態であると判断した場合は、新発田市教育委員会の指導の下、当組織を母体とし、適切な方法により調査を行う。
- (3) いじめを受けた児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに以前にも増して、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。
 - ①学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情を丁寧に傾聴する。
 - ②いじめにかかわる事実関係を明らかにするために、聞き取りを丁寧に行う。
 - ③いじめ解決に向けて当該児童の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
 - ④医療機関への受診が必要と判断される場合には、保護者の了解を得て、医療機関の受診を勧める。
- (4) いじめを受けた児童の保護者への対応については、
 - ①学校管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
 - ②当該児童がいじめを受けたことにかかわる事実や、児童の心身の状況について丁寧に説明する。
 - ③いじめ解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
 - ④保護者自身が不安を抱いている場合、スクールカウンセラーなどによるカウンセリングを勧める。
 - ⑤自殺が起きた場合の調査は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮して調査を行う。
- (5) いじめを行った児童及び保護者への対応については、
 - ①その行為が決して許されない行為であることを十分に認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、再発防止を誓うことができるようにする。
 - ②心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。
 - ③当該児童の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに関わる事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを認識させる。また、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。
 - ④その後、児童への接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言をする。
- (6) 当調査に係わる事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。その際は、新発田市教育委員会の指導の下、プライバシー等を十分配慮し提供する。

【重大事態対応行動計画】

- (1) 設置者への報告
- (2) 調査組織の設置（第三者の参加）
- (3) 事実関係明確化のための調査の実施
- (4) 情報の適切な提供（いじめを受けた児童及びその保護者）
- (5) 設置者への調査結果の報告
- (6) 調査結果を踏まえた必要な措置

5 いじめに関する校内研修

- (1) 児童理解, 情報共有のための研修
 - ・子どもを語る会 (年間2回 6月・9月)
 - ・職員終会における「気になる子どもの情報交換」(週1回)
- (2) いじめに関する職員研修 (5月)
 - (いじめが起きない学級経営、外部講師など)
- (3) アンケート調査・分析
 - ・学校生活アンケート (年3回 うち1回、三学期に無記名も実施)
 - ・ミニアンケート (月1回)

6 重大事案対応マニュアル

- 1 事案発生
- 2 担任(発見職員)が生活指導主任・管理職に報告
- 3 関係児童への聞き取り←担任・生活指導主任
↓ ★担任・生活指導主任の学級への支援措置
当該児童へのケア(担任)
- 4 管理職への報告←生活指導主任
↓
←「いじめ対策委員会」の開催
★授業交代・自習監督などの支援措置
↓
対応手順の決定
- 5 被害児童保護者・加害児童保護者への連絡(各担任)
- 6 被害児童家庭へ出向き、説明と謝罪(担任)
(後で再度、加害児童・保護者・担任・管理職が謝罪に来ることを伝える。)
- 7 加害児童本人・保護者への説明と今後の相談
(管理職・担任・生活指導主任)
- 8 被害児童本人・保護者への加害児童本人・保護者の謝罪
A: 被害児童家庭へ出向いて謝罪する。
B: 双方が来校して、学校で謝罪する。
(謝罪者=加害児童・保護者・担任・管理職)
- 9 次の日以降の当該児童のケア

★＝早期に状況把握ができるよう、全校体制で対応する。

令和7年3月改定